

岐阜県公報

第 三 千 三 十 八 号
平 成 三 十 一 年 四 月 九 日

(火曜日)

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)二二九
(同)二二〇

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課)二二〇

公 示

公共測量の終了

(用地課)二二一

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

(都市整備課)二二三

開発行為の工事の完了

(建築指導課)二二三

告 示

岐阜県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	高 宝 山 線	高山市丹生川町折敷地字 西田牛垣内二五四番一 地先地内	一六・九 一六・九	一六・二 一六・二	一五・九 一五・九	

岐阜県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成三十一年四月九日

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	上月瀬線 上矢作	恵那市上矢作町字下川原 四六六番九地先から 同 市同 町字同 五〇一番七地先まで	前 A	六〇 三・〇	二六・二	
		恵那市上矢作町字下川原 四六六番九地先から 同 市同 町字同 五〇一番七地先まで	後 A	六〇 三・〇	二六・二	
		恵那市上矢作町字東畑一 四一五番三地先から 同 市同 町字下川原 一六一七番二地先まで	後 B	八二 三・九	二六・二	
						及 A B 及び関係図面に表示する敷地の区分をい

岐阜県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

道の種類	路線名	区	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	美和並線	郡上市八幡町相生字大畑 二一五二番地先から 同 市同 町同 字大組 二〇九四番五地先まで	前	三八 八・九	八〇・〇	
			後	三〇 一・六九	八〇・〇	

岐阜県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町白山字保桂口二 五八〇番一地先から 同 郡同 町同 字同 五七八番一地先まで	六九・〇	平成 三・四・九	平成 二六・五・二〇

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地

域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正子

委嘱した委員

活動区域	氏名	住所	委嘱年月日
加茂警察署 管轄区域	井平 春巳	美濃加茂市牧野	平成三十一年四月一日
中津川警察署 管轄区域	佐藤 昌弘	中津川市駒場	平成三十一年四月一日

公 示

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 三 作業期間

平成三十年十月十日から
同 年十二月二十八日まで

四 作業地域
加茂郡富加町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
本県市
- 二 作業種類
公共測量（道路台帳更新）
- 三 作業期間

平成三十年六月一日から
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域
本県市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により御鷹町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関

- 御嵩町
- 二 作業種類
公共測量（数値修正）
- 三 作業期間
平成三十年五月二十一日から
平成三十一年三月十五日まで
- 四 作業地域
可児郡御嵩町

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成三十一年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
多治見駅南地区市街地再開発組合

開発許可（変更許可） 番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第三 五号の三 平成三〇・一〇・九	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 岐阜県羽島郡笠松町田代字白鬮六三四 番一及び六三五番一	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 岐阜県羽島郡笠松町田代七八〇番地 水谷 愛子
---	--	-------------------	-------------------------------------	---

- 二 事業施行期間
平成三十年二月二十七日から
平成三十四年十二月三十一日まで
 - 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
 - 四 事務所の所在地
多治見市本町二丁目二四番地
 - 五 設立認可の年月日
平成三十年二月十六日
 - 六 変更認可の年月日
平成三十一年三月二十二日
- 開発行為の工事の完了
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
- 平成三十一年四月九日
- 岐阜県知事 古田 肇

平成三十一年四月九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社